

西宮市障害福祉推進計画

<令和6年度～令和11年度>

(第7期西宮市障害福祉計画・第3期西宮市障害児福祉計画)

<令和6年度～令和8年度>

令和6年3月

西宮市

ごあいさつ



西宮市では、平成 30 年3月に、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を「西宮市障害福祉推進計画」として一体的に策定し、令和3年3月に改定（第6期西宮市障害福祉計画、第2期西宮市障害児福祉計画の策定）を行いました。

この間、国においては、障害者総合支援法や障害者雇用促進法、障害者差別解消法などの法令の改正・整備が行われたほか、国際連合障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告を受けるなど、障害者支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。

また、本市においては、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、「西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例（通称：西宮市障害者共生条例）」を制定し、令和2年7月に施行しました。

そしてこの度、これらの計画が令和5年度末で期限を迎えることから、新たに「西宮市障害福祉推進計画」（第7期西宮市障害福祉計画、第3期西宮市障害児福祉計画を含む）の策定を行い、本市の障害福祉施策を計画的に進めてまいります。

今後も、国、県の制度改革の動向や本計画を踏まえながら、「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。皆様におかれましても、本計画の推進に向け、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の改定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました西宮市障害福祉推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年（2024年）3月

西宮市長
石井登志郎

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画とSDGsの関係	5
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題	6
1 障害のある人の状況	6
2 西宮市の現状と課題の整理	17
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標	24
3 計画の体系	25
第4章 施策の展開	26
基本目標1 希望する生き方・暮らしの実現	27
基本施策1. 地域での暮らしを支える生活支援の充実	27
基本施策2. 就労と工賃の向上に関する支援の充実	32
基本施策3. ライフステージに応じた療育・発達支援の充実	35
基本目標2 個人の尊厳の尊重	40
基本施策4. 相談支援・権利擁護支援体制の充実	40
基本目標3 共生のまちづくりの推進	45
基本施策5. 共生社会の実現に向けた相互理解の促進	45
基本施策6. 地域自立支援協議会を通じた地域との協働	48
第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備	50
1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的な考え方	50
2 障害福祉サービス等の見込量の考え方と確保方策	50
3 成果目標	50
4 障害福祉サービスの実績及び見込量	59
5 地域生活支援事業の実施状況及び見込量	62
6 障害児支援の実施状況及び見込量	65
第6章 計画の推進に向けて	66
1 計画の推進体制	66
2 計画の推進主体とその役割	67
資料	69
資料1 西宮市障害福祉推進計画策定委員会委員名簿	69
資料2 西宮市障害福祉推進計画策定過程	70
資料3 西宮市障害福祉推進計画策定委員会運営要綱	71
資料4 用語説明	72